

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和2年6月23日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第18号

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員服務規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 雑則（第33条—<u>第35条</u>） 附則</p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>（職員記章）</u> <u>第33条 職員は、その身分を明確にし、公務員としての品位と職員相互の協調を保持するため、常に上衣の左胸上部に職員記章（第8号様式。以下「記章」という。）を着用しなければならない。</u> <u>2 記章は、総務企画課長が交付する。</u> <u>3 職員は、記章を紛失し、又は損傷したときは、職員記章再交付願（第9号様式）を、課長等を経由して総務企画課長に提出し、再交付を受けることができる。</u> <u>4 記章は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</u></p> <p>（身分証明書） <u>第34条 職員は、その身分を証するため、常に身分証明書（第10号様式。以下「証明書」という。）を携帯しなければならない。</u> 2～6 略</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 雑則（第33条） 附則</p> <p>第5章 雑則</p> <p>（身分証明書） <u>第33条 職員は、その身分を証するため、常に身分証明書（第8号様式。以下「証明書」という。）を携帯しなければならない。</u> 2・3 略 4 証明書を紛失し、又は損傷したときは、身分証明書再交付願（第9号様式）を、課長等を経由して総務企画課長に提出し、再交付を受けなければならない。 5・6 略</p>

(会計年度任用職員についての適用除外)

第35条 前2条の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。

第7号様式（第18条関係）

略

第8号様式（第33条関係）



備考

- 1 縦及び横それぞれ1.6センチメートルとすること。
- 2 地色は、白色とし、「」は、企業長が別に定める団章の色によること。

第7号様式（第18条関係）

略

第9号様式（第33条、第34条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

殿

所 属

職 氏 名

職員記章再交付願
身分証明書

下記理由により職員記章を紛失
身分証明書を損傷しましたから再交付願います。

記

理 由

- 注 1 身分証明書の場合は、職員番号及び生年月日を記載すること。
2 損傷した場合は、損傷した身分証明書又は職員記章を同時に提出すること。

第10号様式（第34条関係）

略

第8号様式（第33条関係）

略

第9号様式（第33条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

殿

所 属

職 氏 名

身 分 証 明 書 再 交 付 願

下記理由により身分証明書を紛失/損傷しましたから再交付願います。

記

理 由

- 注 1 職員番号及び生年月日を記載すること。
2 損傷した場合は、損傷した身分証明書を同時に提出すること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第9号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。